

岸和田市キャリア・リターン制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市を退職した人で、退職後のさまざまな経験により知識・スキルを身につけた人や退職前の経験を活かせる人を職員又は会計年度任用職員として選考（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第17条の2第1項ただし書に規定する選考及び職員試験選考規程（昭和25年8月21日告示第41号）第2条ただし書きに規定する選考をいう。以下同じ。）により再採用する制度（以下「キャリア・リターン制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、職員とは岸和田市職員（任用期間に定めのない常勤職員に限る。）をいう。

(対象者)

第3条 キャリア・リターン制度の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、職員の退職手当に関する条例（昭和32年条例第16号）第9条の3第11項の規定に基づき認定され、退職した者が職員として再採用を希望する場合を除く。

- (1) 退職の前に職員として在職した期間（当該期間が複数ある場合は、それらを合計した期間。以下「在職期間」という。）が3年以上であること。
- (2) 再採用選考申込書の提出期日において、職員として退職した日の翌日から起算して10年を経過した日までの間にある者であること。
- (3) 再採用時の年齢が、職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第17号）で規定する職員の定年未満であること。ただし、会計年度任用職員を希望する場合はこの限りではない。

2 次に掲げる期間で、その期間が1月以上であるものは、在職期間から除算するものとする。

- (1) 法第28条第2項の規定による休職（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による心身の故障に起因する休職を除く。）の期間
- (2) 法第29条第1項の規定による停職の期間
- (3) 法第55条の2第1項ただし書の規定による専従休職の期間
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業の期間

(再採用の申し込み)

第4条 本市を退職した者であつて、就職が可能となり、キャリア・リターン制

度を利用して職員又は会計年度任用職員として再採用されること（以下「再採用」という。）を希望するものは、毎年市が別に定める期日までに再採用選考申込書（様式第1号）及び岸和田市再採用選考受験にかかる同意書（様式第2号）を人事課に提出するものとする。

（選考）

第5条 選考は、再採用選考申込書、面接及び退職前3年度分の勤務成績（第3条第2項各号に掲げる期間における勤務成績を除く。）に基づき決定するものとする。

2 市長は、可否にかかわらず選考の結果を通知するものとする。

（再採用の時期）

第6条 再採用の時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、職員の欠員補充が緊急を要する場合は、この限りでない。

（再採用者の職種、初任給等）

第7条 再採用が決定した者（以下「再採用者」という。）の職種は原則、在職期間における職種と同一とする。

2 職員として再採用する場合の職務の等級は、在職期間の末日における職務の等級とする。ただし、在職期間の末日における職務の等級が5等級以上であった再採用者については、原則として5等級とする。

3 再採用者の初任給は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和57年規則第12号）に基づき決定するものとする。

4 会計年度任用職員として再採用する場合の給与は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年9月9日条例第12号）に基づき決定するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、キャリア・リターン制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行前に本市を退職した人についても適用する。